

利用権設定された農地の固定資産税減免について

○減免対象

農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定が行われている名張市に所在する田又は畑のうち、当該利用権の存続期間が3年以上のもの。

○減免期間および減免額

申請書の受付期間に申請されたものについて、翌年度から当該利用権の存続期間内にある日を固定資産税の賦課期日（1月1日）とする年度分まで（例：利用権の存続期間が令和5年4月1日から令和10年3月31日の場合は、令和6年度分から令和10年度分までが減免期間。）について、当該対象に係る固定資産税額の4分の3の額を減免します。

○減免申請書の受付期間

令和5年5月8日（月）から令和6年1月10日（水）まで。〔消印有効〕

○提出先

名張市 市民部 課税室（資産税担当）

○提出書類等

- ・固定資産税減免申請書（項目すべてに記入してください。）
- ・農用地利用権設定通知書など農業経営基盤強化促進法に基づき減免を受けようとする田又は畑が利用権設定されていることを証する書類のコピー
- ・マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類（窓口で番号を確認しますので、持参してください。郵送の場合はコピーを添付してください。）

○その他

- ・所有する全農地（10a未満の自作農地を残した全農地）を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は、さらに固定資産税の課税標準額が2分の1となる軽減措置（存続期間が10年以上15年未満の場合は当初3年間、15年以上の場合は当初5年間）の適用となる可能性がありますので、農業委員会へ相談してください。
- ・契約内容、契約期間、契約者に変更があった場合等は、すみやかに農業委員会及び課税室に申し出てください。変更内容等によっては減免対象では無くなる場合があります。なお、減免対象では無くなったことが後に判明した場合は、その原因となった日まで遡り減免の可否を判定し、遡って賦課することがあります。

〔事務担当〕

○固定資産税の減免について〔減免申請書提出先〕

市民部課税室（資産税担当）

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1-1

TEL:0595-63-7437 Mail:kazei@city.nabari.lg.jp

○利用権設定及び制度内容について

産業部農林資源室

TEL:0595-63-7625 Mail:nourin@city.nabari.lg.jp